

岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本実施要領は、「岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 目的

岐阜市では、「こどもファースト」を政策のベクトルの一つとして掲げ、「岐阜市次世代育成支援対策行動計画」及び「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を両輪として各種子育て支援施策を実施してきた。

まず、「岐阜市次世代育成支援対策行動計画」は少子化の進行を止めるため、平成15年に10年間の時限立法として制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年に策定したものの、全国的な少子化の進行は止まらず、次世代育成支援対策推進法が10年間の延長となったことから、岐阜市でも平成28年度に5か年期間で「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画」を新たに策定したところである。

一方、「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度に5か年期間で策定したところである。

こうした中、「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度で終期を迎え、岐阜市において今後、更なる子育て支援の推進を図っていくためには、両計画の関係をより一層深化させるとともに、子どもの貧困対策などの新たな事案への対応が必要である。

よって、「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了するタイミングに合わせて、「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画」の終期を1年前倒したうえで、両計画を統合するとともに、子どもの貧困対策など新たな取組が必要な事項等を加えた今後の岐阜市の子育て支援方針の指針となる「(仮称) 岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定するものである。

3 業務内容等

- (1) 業務名 岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 予定価格 6,700,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含む。）
- (4) 契約期間 契約締結日から平成32年（2020年）3月31日まで
- (5) 前払金 なし

4 参加資格等

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日までをいう。以下同じ。）において、本業務と同種の業務（官公庁発注の次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に関連する子どもの貧困対策計画等、その他児童福祉に関する計画の策定業務をいう。以下同じ。）を受注した実績があり、本業務と同種の業務経験がある業務主任者を配置することができる者。

5 提出書類等

(1) 提出書類

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
①	様式1	参加表明書兼誓約書	1部	5月21日
②	様式2	提案者情報書 (別紙1) 会社業務実績調書	8部	5月28日
③	任意	業務実績の内容が確認できる契約書等の写し		
④	任意	企画提案書		
⑤	様式3	業務実施体制 (別紙1) 業務主任者情報 (別紙2) 業務担当者情報		
⑥	様式4	見積書 (別紙1) 見積内訳書		

※必要な書類は岐阜市のホームページから入手すること。

※会社業務実績調書に添付する契約書等の写しは、1部のみで構わない。

(2) 参加表明書兼誓約書の提出

(ア) 提出期限

平成31年（2019年）5月21日（火）午後5時まで

(イ) 提出先

〒500 - 8701 岐阜県岐阜市今沢町18番地（市役所本庁舎2階）

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当：竹内・野中・駒田

(ウ) 提出方法

所定の様式（様式1）により、（イ）提出先まで持参、又は宅配便若しくは郵送により送付すること。包装の表面には「参加表明書在中」と朱書きし、期限までに必着とする。（電子メールでの提出は認めないので注意すること。）

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意・代表者印及び辞退理由必須）を持参、又は宅配便若しくは郵送により送付すること。

※宅配便又は郵送により参加を受け付けた場合、岐阜市より、参加表明書兼誓約書 e-mail欄に記載のメールアドレス宛てに「受領確認」の電子メールを送信することとする。

(3) 提案者情報書、企画提案書、見積書等の提出

(ア) 提出期限

平成31年（2019年）5月28日（火）午後5時まで

(イ) 提出先

(2)・(イ) と同じ

(ウ) 提出方法

提出書類（5 提出書類等（1）②～⑥）を番号順にして、（イ）提出先まで持参、又は宅配便若しくは郵送により送付すること。包装の表面には「企画提案書等在中」と朱書きし、期限までに必着とする。（電子メールでの提出は認めないので注意すること。）

※提出期限までに提案者情報書等が未提出の場合は、参加を辞退したものとみなす。

※宅配便又は郵送により参加を受け付けた場合、岐阜市より、参加表明書兼誓約書 e-mail欄に記載のメールアドレス宛てに「受領確認」の電子メールを送信することとする。

(4) 提案者情報書について

(ア) 提案者情報書（様式2）

会社情報について必要事項を記載すること。

(イ) 会社業務実績調書（様式2別紙1）

①過去10年間に於いて、実施した本業務と同種の業務を最大10件まで記載すること。

②記載された業務実績の内容が確認できるような契約書等の写しを添付すること。（5 提出書類等（1）・③）

(5) 企画提案書、見積書について

(ア) 企画提案書の留意事項

①企画提案書は文字サイズを10ポイント以上としA4版・縦型・横書き・左上1箇所綴じの印刷物で、別紙 企画提案内容に基づき提案すること。なお、別紙における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。必要に応じてA3版横でも差支えないが、A3版がある場合は、該当ページはA4版2ページ相当分と数える。

※なお、上記の記載ページには表紙及び目次の頁数は含まない。

②別紙 企画提案内容「4. 岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書の分析」の基礎資料となる岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書は、本プロポーザルへの参加を検討し、ニーズ調査報告書提供依頼書（様式5）を提出した者に対し、電子メールにて配付する。

なお、ニーズ調査報告書提供依頼書（様式5）は電子メールで提出するものとし、電話にて着信確認を行うこと。（電子メールアドレス kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp）

③この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

④企画提案書の様式は任意とするが、別紙 企画提案内容に示す構成及び順序とすること。

⑤企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

⑥評価の公平性を保つため、企画提案書等には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

⑦企画提案書の提出は1者につき1提案とする。

⑧企画提案書及び見積書の作成にあたっては、3 業務内容等の（3） 予定価格を限度として作成すること。

（イ）業務実施体制及び業務従事者情報（様式3及び様式3_別紙1、2）

①契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者について記入すること。

②別紙1・2には、業務従事者の業務実績、過去10年間に実施した本業務と同種の業務を記載すること。

（ウ）見積書について（様式4及び様式4_別紙1）

①見積書（様式4）

見積書には、称号又は名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

②見積内訳書（様式4_別紙1）

業務内容（1）、（2）に対応した見積金額の内訳を記載すること。

6 提出書類の取り扱い

（1）提出期限終了後は岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。

（2）提出書類は、返却しない。

（3）提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作製することがある。

（4）提出書類（上記（3）の複製を含む。）は、このプロポーザルの目的以外には使用しな

い。

- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案者が提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報の取り扱い、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）により行う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

7 事業者選定に係る日程手続

		日 程
1	募集の公告	平成31年（2019年）4月23日（火）～5月21日（火）
2	参加表明書兼誓約書の提出期限	平成31年（2019年）5月21日（火）午後5時
3	質問受付	平成31年（2019年）4月23日（火）～5月9日（木）午後5時
4	質問回答	平成31年（2019年）5月15日（水）
5	提案者情報書、企画提案書、見積書等の提出期限	平成31年（2019年）5月28日（火）午後5時
6	ヒアリング、審査	平成31年（2019年）6月12日（水）
7	審査結果通知	平成31年（2019年）6月中旬

※日程については、岐阜市の都合により変更する場合がある。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

(ア) 所定の質問票（様式6）を電子メールで提出し、電話にて着信確認を行うこと。

(イ) 電子メールアドレス kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問票提出期限

平成31年（2019年）5月9日（木）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は、質問者の名前を伏せて市ホームページに掲載する。

ただし、本事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答期限

平成31年（2019年）5月15日（水）

9 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則18号）に基づき、岐阜市

子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を特定する。ただし、評価項目の最高得点（100点）の6割未満の得点のものは選定しない。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審議し、特定する。

(3) ヒアリング

(ア) 企画提案書を提出した者には、以下のとおりヒアリングを行う。

- ①実施日 平成31年（2019年）6月12日（水）
- ②出席者 業務主任者を含む3人以内
- ③内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
- ④時間 1者につき質疑応答を併せ30分以内
- ⑤その他 ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

提案内容の説明は、提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。

またヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。

※参加者多数の場合には、評価基準表における「事業実施体制」により、ヒアリングの参加者を5者程度に選定する場合がある。

10 審査の基準

企画提案書等の評価項目、評価視点及び配点は、別表「評価基準表」のとおりとする。なお、最高得点は、100点とする。

11 審査結果の通知

審査完了後、評価項目ごとの点数及び合計点を後日、参加者全員に文書で通知する。また、岐阜市ホームページで、結果を公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

12 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書の細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するので、事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して岐阜市競争入札参加資格停止措置要綱の規定により資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - (ア) 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (イ) このプロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合
 - (ウ) 見積書（様式4）の金額が予定価格を超える場合

14 事務局

〒500 - 8701 岐阜県岐阜市今沢町18番地（岐阜市役所本庁舎2階）

岐阜市子ども未来部子ども政策課 担当 竹内、野中、駒田

電話 058-214 - 2397（直通）

電子メール kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp

(別紙)

企画提案内容

以下の項目についてどのように考え、どのような業務遂行を行っていくのか具体的に記載してください。

1. 提案の趣旨及び業務実施方針（A4版2ページ以内）

岐阜市の特性を活かした岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定のための提案の趣旨及び本業務にあたるスタンス、岐阜市と受注者の調整方法等、業務成果の向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記述してください。

2. 事務実施フロー（A4版1ページ以内）

どのような手順、方法等をもって業務を進めるのかを記述してください。

3. 工程表（A4版1ページ以内）

本市との打ち合わせ、協議等も含め、業務工程が具体的に分かるように記述してください。

4. 岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書の分析（A4版2ページ以内）

平成30年度に実施した岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書を分析し、岐阜市の課題を示してください。

5. 岐阜市子ども・子育て支援に関する計画について（A4版15ページ以内）

「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画」（平成28年策定）及び「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年策定）（岐阜市ホームページに掲載）を分析するとともに、「ぎふし未来地図」や他都市の状況などを踏まえた上で、以下について記述してください。また、その理由も記述してください。

- ①岐阜市の子育て支援施策として評価できる点及び今後、更なる取り組みが必要な点
- ②岐阜市子ども・子育て支援に関する計画における最重点施策
- ③岐阜市の社会資源を活かした実現可能な新たな施策

(別表)

岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定業務委託公募型プロポーザル 評価基準表

1 評価点数

各評価項目とも次の5段階で評価を行う。

	5点の項目	10点の項目	15点の項目	20点の項目
非常に優秀	5点	10点	15点	20点
優秀	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
やや劣る	1点	2点	3点	4点
劣る	0点	0点	0点	0点

2 評価項目、評価視点及び配点

次に定める評価項目及び評価視点に基づき採点する。

評価項目		評価視点	配点
事業実施体制	事業者の業務実績	事業者の実績は、官公庁発注の次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に関連する子どもの貧困対策計画等、その他児童福祉に関する計画の策定業務経験であるか。(平成21年4月1日から平成31年3月31日まで)	10点
	業務主任者及び業務担当者の業務実績	業務主任者及び業務担当者の実績は、官公庁発注の次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に関連する子どもの貧困対策計画等、その他児童福祉に関する計画の策定業務経験であるか。(平成21年4月1日から平成31年3月31日まで)	10点
	業務実施体制及び工程	業務実施にあたって、業務工程と人員配置や体制等、適切で実現可能なものになっているか。	10点
事業の企画・実施	事業の理解度及び提案の趣旨	本業務の目的を的確に理解するとともに、提案の趣旨を明確に示しているか。	10点
	業務実施方針	業務成果の向上に資する提案となっているか。	5点
	岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書の分析	岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書を分析し、岐阜市の課題を的確に示しているか。	10点
	岐阜市子ども・子育て支援に関する計画策定	岐阜市の現状や既存計画だけでなく、国や県、他都市の状況などを的確に分析し、事業の背景を総合的に理解した提案となっているか。また、その提案内容は、明確かつ論理的なものとなっているか。	20点
	提案内容の実効性	ヒアリング時において、業務に対する知識や経験に基づき、計画策定までの過程について明確かつ論理的な説明がなされたか。また、業務に対する意欲が十分か。	15点
価格	基準額(予定価格)に対し妥当であるか。	10点	
合 計			100点